



Title	春秋經傳集解譯稿續篇（三）：襄公十年～十二年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2002, 30, p. 93-123
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61231
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿續篇（三）

— 襄公十年（十二年） —

岩 本 憲 司

〔襄公十年〕

經十年春公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光會吳于柤

⑩ 吳子が（先に）柤におり、晉が諸侯をひきいて、往ってこれと會したから、（別に）「會吳」と言っているのである。吳を「子」と稱していないのは、（吳が自ら）稱したものに從ったのである。「柤」は、楚地である。

附注の前半については、五年「仲孫蔑衛孫林父會吳于善道」の注に「吳先在善道 二大夫往會之 故曰會吳」とある。注の後半については、疏に引く『釋例』に「吳晚通上國 故其君臣朝會 不同於例 亦猶楚之初始」とある。なお、莊公十年「秋九月荊敗蔡師于莘」の注に「楚辟陋在夷 於此始通上國 然告命之辭 猶未合典禮 故不稱將帥」とあるのを参照。

經夏五月甲午遂滅偃陽

⑪ 「偃陽」は、妘姓の國で、今の彭城の傅陽縣である。柤の會にひきつづいて滅したから、「遂」と言っているのである。

附注の前半については、下の傳文に「偃陽 妘姓也」とある。なお、『國語』鄭語に「妘姓鄆郕路偃陽」とあるのを参照。また、『漢書』古今人表に「福陽子 妘姓」とあるのを参照。また、同地理志下に「楚國（中略）傅陽 故偃陽國」とあるのを参照。なお、注の「傅陽」の「傅」は、按勘記に從って、「傳」に改める。

注の後半については、下の傳文に「書曰遂滅偃陽 言自會也」とある。なお、桓公八年の穀梁傳文に「遂 繼事之辭也」とあるのを参照。

經公至自會

⑫ 傳はない。

經楚公子貞鄭公孫輒帥師伐宋

經晉師伐秦

⑤ 荀罃を書いていないのは、自身は戦わなかったからである。

附下の傳文に「晉荀罃伐秦」とある。

經秋莒人伐我東鄙

經公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

⑥ 齊の世子光は、まづ先に師にかけつけ、盟主に尊ばれたから、滕の上に置かれているのである。

附下の傳文に「諸侯伐鄭 齊崔杼使太子光先至于師 故長於滕」とある。

經冬盜殺鄭公子騂公子發公孫輒

⑦ 國討ではない（殺された者に罪はない）から、（本来なら、殺した者も殺された者も）兩方とも名氏を稱するべきところであるが、殺した者が卿ではなかったため、（殺した者の方は）「盜」と稱しているのである。「盜」とい

う表現をとっているから、「其大夫」と言えないのである。

附下の傳文に「書曰盜 言無大夫焉」とあり、注に「大夫謂卿」とある。なお、宣公十五年「王札子殺召伯毛伯」

の疏に引く『釋例』に「大臣相殺 死者無罪 則兩稱名氏 以示殺者之罪 王札子殺召伯毛伯 是也」とあるのを参照。

經戍鄭虎牢

⑧ 鄭を伐った諸侯は、それぞれ晉の命を受けて虎牢を戍したが、あらためて赴告はしなかったから、魯が戍ったことだけを書き、諸侯をならべていないのである。

附下の傳文に「諸侯之師城虎牢而戍之」とある。なお、五年「冬戍陳」の注に「諸侯在戚會 皆受命戍陳 各還國遣戍 不復有告命 故獨書魯戍」とあるのを参照。

經楚公子貞帥師救鄭

經公至自伐鄭

⑨ 傳はない。

隱十年春會于柵 會吳子壽夢也

㊦「壽夢」は、吳子乗である。

附十二年に「秋九月吳子乗卒」とあり、傳に「秋吳子壽夢卒」とある。

團三月癸丑齊高厚相大子光 以先會諸侯于鍾離 不敬

㊧吳子が（相に）到着しないうちに、光は、東に道をとって、東方の諸侯と（鍾離で）會遇したのであり、前もって場所を約束していたわけではないから、（鍾離で）會したことを（經に）書いていないのである。「高厚」は、高固の子である。「癸丑」は、月の二十六日である。

附注の「高厚 高固子也」については、六年の傳文「高厚 崔杼定其田」の注に、同文がみえる。

團士莊子曰 高子相大子以會諸侯 將社稷是衛 而皆不敬

㊨厚と光がともに不敬であった。

團棄社稷也 其將不免乎

㊩十九年の「齊殺（其大夫）高厚」と、二十五年の「（齊崔杼）弑其君光」のために傳したのである。

團夏四月戊午會于柵

㊪經が「春」と書いているのは、出發した時點を書いたのである。「戊午」は、月の一日である。

團晉荀偃士句請伐偃陽而封宋向戌焉

㊫宋が常に晉につかえ、向戌に賢行があつたから、彼を封

じて附庸にしようとしたのである。

附定公六年の傳文に「秋八月宋樂祁言於景公曰 諸侯唯我事晉」とある。また、昭公四年の傳文に「宋向戌鄭公孫僑在 諸侯之良也」とある。

團荀偃曰 城小而固 勝之不武 弗勝爲笑 固請 丙寅圍之 弗克

㊬「丙寅」は、四月九日である。

團孟氏之臣秦蔓父聳重如役

㊭「蔓父」は、孟獻子の家臣である。徒歩で重車を挽いて、師につき従つたのである。

附注の前半については、下の傳文に「師歸 孟獻子以秦蔓父爲右」とある。

注の後半については、宣公十二年の傳文「丙辰楚重至於郟」の注に「重 輜重也」とある。なお、『説文』に「輦 輜車也」とあるのを参照。

團偃陽人啓門 諸侯之士門焉

㊮門が開くのを見たから、攻め込んだのである。

團縣門發 邾人紇挾之 以出門者

㊯「門者」とは、門内にいた（とりのこされた）諸侯の士である。「紇」は、邾邑の大夫で、仲尼の父の、叔梁紇である。「邾」邑は、魯縣の東南部の莖城がこれにあたる。紇は、怪力の持ち主で、縣門をこじあけてもちあげ、

門内にいた者を救出した、ということである。

附『史記』孔子世家「孔子生魯昌平鄉陬邑」の〈集解〉に「徐廣曰 陬音驕 孔安國曰 陬 孔子父叔梁紇所治邑」とあるのを参照。また、疏に「服虔云 扶 擻也 謂以木擻扶縣門使舉 令下容人出也 門者 下屬爲句」とあるのを参照。ただし、服虔説の最後の「門者 下屬爲句」は、杜注に對して、異説である。

團狄虎彌建大車之輪 而蒙之以甲 以爲櫓

㊦「狄虎彌」は、魯人である。「蒙」は、覆（おおう）である。「櫓」は、大楯である。

附注の「蒙 覆也」については、『詩』鄘風〈君子偕老〉「蒙彼絺繻」の毛傳に「蒙 覆也」とあるのを参照。

注の「櫓 大楯」については、『禮記』儒行「儒有忠信以爲甲冑 禮義以爲干櫓」の注に「干櫓 小楯大楯也」とあるのを参照。また、『説文』に「櫓 大楯也」とあるのを参照。

團左執之 右拔戟 以成一隊

㊦百人を「隊」という。

附『史記』馮唐傳の〈索隱〉に引く賈逵『國語』注に「百人爲一隊也」とあるのを参照。なお、疏に「成一隊者言其當百人也」とある。

團孟獻子曰 詩所謂有力如虎者也

㊦「詩」は、鄘風（簡兮）である。

團主人縣布 墓父登之 及堞而絕之

㊦偃陽の人が布をたらして外の勇者をためしたのである。

㊦偃隊則又縣之 蘇而復上者三 主人辭焉 乃退

㊦主人（偃陽の人）は、彼の勇氣に感心したから、辭謝し、それ以上布をたらずことをしなかった。

團帶其斷以徇於軍三日

㊦その布の切れはしを帶にして、（自分の）勇氣を誇示したのである。

團諸侯之師久於偃陽 荀偃士句請於荀罃曰 水潦將降 懼

不能歸

㊦夏に向かい、長雨になるのが心配である、ということである。丙寅から庚寅までは二十五日であるから、「久」と言っているのである。

附上の傳文に「丙寅圍之 弗克（注 丙寅 四月九日）」

とあり、下の傳文に「五月庚寅（注 月四日）荀偃士句帥卒攻偃陽」とある。

團請班師

㊦「班」は、還（かえす）である。

附哀公二十四年の傳文に「役將班矣 晉師乃還」とある。なお、『逸周書』克殷解「乃命宗祀崇寶饗 禱之于軍乃班」の孔晁注に「還鄆京也」とあるのを参照。また、

『書』大禹謨「班師振旅」の僞孔傳に「遂還師」とあるのを参照。

團知伯怒

⑤「知伯」とは、荀罃のことである。

團投之以机 出於其間

⑥偃と句との間を飛びぬけたのである。

團曰 女成二事 而後告余

⑦「二事」とは、偃陽を伐つことと、向戌を封ずることとである。

附上の傳文に「晉荀偃士句請伐偃陽而封宋向戌焉」とある。

團余恐亂命 以不女違

⑧一度きまったことを改めれば、命を亂すことになる。

團女既勤君而興諸侯 牽帥老夫以至于此 既無武守

⑨しっかりと守るべき（確固たる？）武功がない。

團而又欲易余罪 曰 是實班師 不然 克矣

⑩偃・句がこのように言うであろう、ということである。

團余羸老也 可重任乎

⑪お前たちのこのような罪を（かわりに）引き受けることは出来ない。

團七日不克 必爾乎取之

⑫お前たちを取って（とらえて？）、克てなかった罪の申しひらきをする、ということである。

團五月庚寅

⑬月の四日である。

團荀偃士句帥卒攻偃陽 親受矢石

⑭みづから矢・石の間にとびこんだのである。

附成公二年の傳文に「齊高固入晉師 桀石以投人」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「服虔云 古者以石

爲箭鏃 引國語 有隼集於陳侯之庭 楷矢貫之 石磬

以證石爲箭鏃」とある。

團甲午滅之

⑮月の八日である。

團書曰遂滅偃陽 言自會也

⑯會にひきつづいて國を滅したことを言い、非難しているのである。

附疏に引く『釋例』に「會以訓上下敘德刑 遂滅偃陽 言

滅生於會 非本意也」とある。

團以與向戌 向戌辭曰 君若猶辱鎮撫宋國 而以偃陽光啓

寡君 羣臣安矣 其何貺如之

⑰賜物の手厚さで、これ以上のものはない、ということである。

附文公四年の傳文「君辱貺之」等の注に「貺 賜也」とある。

團若專賜臣 是臣興諸侯以自封也 其何罪大焉 敢以死請

乃予宋公

團宋公享晉侯于楚丘 請以桑林

⑤「桑林」は、殷の天子の樂の名である。

附『莊子』養生主に「合於桑林之舞」とあり、〈釋文〉に「桑林 司馬云 湯樂名」とあるのを參照。なお、疏に「皇甫謐云 殷樂一名桑林」とある。

團荀罃辭

⑥辭退したのである。

團荀偃士句曰 諸侯宋魯 於是觀禮

⑦宋は、王者の後裔であるため、（また）魯は、周公の緣によつて、いづれもみな、天子の禮樂を用いているから、觀ることが出来る。

附僖公三十一年の傳文「夏四月四卜郊 不從 乃免牲 非禮也」の注に「魯以周公故 得用天子禮樂」とある。なお、その附を參照。

團魯有禘樂 賓祭用之

⑧「禘」は、三年（に一度）の大祭であり、その時は、四代の樂を演奏する。羣公を簡別に祭る時は、諸侯の樂を用いる。

附僖公八年「秋七月禘于大廟 用致夫人」の注に「禘 三年大祭之名」とある。また、二十九年の傳文「觀土隸

若有他樂 吾不敢請已」の注に「魯用四代之樂 故及韶箏而季子知其終也」とある。なお、『禮記』明堂位に「凡四代之服器官 魯兼用之」とあるのを參照。

團宋以桑林享君 不亦可乎

⑨ともに天子の樂である、ということである。

附注の「具」は、技勘記に従つて、「俱」に改める。

團舞師題以旌夏

⑩「師」は、帥（かしら）である。「旌夏」は、大旌である。「題」は、識（しるす）である。大旌をその行列の表識（めじるし）にしたのである。

附注の「師 樂師也」は、技勘記に「宋本淳熙本作師帥也 與釋文正義皆合 案鄭注周禮地官云 師之言帥也 是也」とあるのに従つて、「師 帥也」に改める。

團晉侯懼而退入于房

⑪旌夏は普通のものでないのを、突然見たから、人の心として、たまたま畏れたのである。

團去旌 卒享而還 及著雍 疾

⑫晉侯が病氣になった。「著雍」は、晉地である。

團卜 桑林見

⑬崇（たたり）が卜兆に現われたのである。

附哀公六年の傳文に「初昭王有疾 卜曰 河爲崇」とある。團荀偃士句欲奔請禱焉

㊦いそいで宋にもどって禱謝しようとしたのである。

附『論語』述而「子疾病 子路請禱」の〈集解〉に「包曰 禱 禱請於鬼神」とあるのを参照。

團荀登不可 曰 我辭禮矣 彼則以之

㊦「以」は、用である。

附注の「之」は、諸本に従って、「也」に改める。

團猶有鬼神 於彼加之

㊦宋の方に罪を加えるはずである、ということである。

團晉侯有間

㊦「間」は、病氣がなおるということである。

附文公十六年の傳文「請侯君間」の注に「間 疾瘳」とある。なお、『論語』子罕「子疾病 子路使門人爲臣 病間」の〈集解〉に「孔曰 病少差曰間也」とあるのを参照。

團以偃陽子歸 獻于武宮 謂之夷俘

㊦中國を俘虜にしたことを諱んだから、これを「夷」とよんだのである。

附莊公三十一年の傳文に「凡諸侯有四夷之功 則獻于王

王以警于夷 中國則否」とある。

團偃陽 姁姓也 使周内史選其族嗣 納諸霍人 禮也

㊦「霍」は、晉の邑である。「内史」は、爵・祿・廢・置をつかさどる者である。偃陽の宗族の賢者を選んで、霍

に居住させ、姁姓の祭祀を奉じさせるよう、(周の内史に)命じたのである。姓を滅さなかったことをほめるから、「禮」になつてゐる」と言つてゐるのである。周の史を使つたのは、王命によるものであることを示したのである。

附『周禮』内史に「内史掌王之八枋之法 以詔王治 一曰爵 二曰祿 三曰廢 四曰置 五曰殺 六曰生 七曰予

八曰奪」とあるのを参照。

團師歸 孟獻子以秦虃父爲右

㊦その勇力を嘉したのである。

附上の傳文に「孟氏之臣秦虃父輦重如役(中略)主人縣布 虃父登之 及堞而絕之 隊則又縣之 蘇而復上者三 主人辭焉 乃退 帶其斷以徇於軍三日」とある。

團生秦丕茲 事仲尼

㊦二父(秦虃父と叔梁紇)は、力によってきそいあい、子(秦丕茲)は仲尼につかえ、(二子、つまり、秦丕茲と仲尼は)徳によつてたかめあつた、ということである。

附上の傳文に「偃陽人啓門 諸侯之士門焉 縣門發 耶人紇扶之 以出門者」とあり、注に「紇 耶邑大夫 仲尼父叔梁紇也」とある。

團六月楚子囊鄭子耳伐宋 師于訾母

㊦「皆母」は宋地である。

團庚午圍宋 門于桐門

㊧國みを完遂するには至らず、その城門を攻めたのである。

㊨團注の前半については、九年の傳文「圍鄭」の注に「不書

圍鄭 逆服 不成圍」とある。なお、安井衡『左傳輯釋』

に「經不書圍 故杜云不成圍」とあるのを參照。

注の後半については、莊公十八年の傳文「遂門于楚」の

注に「攻楚城門」とある。なお、その附を參照。

團晉荀偃伐秦 報其侵也

㊩「侵」は、九年にある。

附九年の傳文に「秦人侵晉 晉饑 弗能報也」とあり、注

に「爲十年晉伐秦傳」とある。

團衛侯救宋 師于襄牛 鄭子展曰 必伐衛 不然 是不與

楚也 得罪於晉 又得罪於楚 國將若之何 子駟曰 國

病矣

㊪師がしばしば出動し、疲病している。

團子展曰 得罪於二大國 必亡 病 不猶愈於亡乎 諸大

夫皆以爲然 故鄭皇耳帥師侵衛 楚令也

㊫兼ねて、楚の勅命も受けたのである。「皇耳」は、皇戌

の子である。

附注の「皇成」の「成」は、諸本に従って、「戌」に改め

る。なお、宣公十二年の傳文に「鄭皇戌使如晉師」とあ

る。

團孫文子卜追之 獻兆於定姜 姜氏問繇

㊬「繇」は、兆辭である。

附閔公二年の傳文「成風聞成季之繇 乃事之」の注に「繇

卦兆之占辭」とある。なお、その附を參照。

團曰 兆如山陵 有夫出征 而喪其雄 姜氏曰 征者喪雄

禦寇之利也 大夫圖之 衛人追之 孫蒯獲鄭皇耳于大

丘

㊭「蒯」は、孫林父の子である。

團秋七月楚子囊鄭子耳侵我西鄙

㊮魯にとつてなら恥ずべきところが無いのに、諱んで（經

に）書いていないのは、その理由がわからない。

附異説として、疏に「服虔云 不書 諱從晉不能服鄭 旋

復爲楚鄭所伐 恥而諱之也」とある。

なお、傳の「伐」は、按勘記に従って、「侵」に改める。

團還 圍蕭 八月丙寅克之

㊯「蕭」は、宋の邑である。

附莊公十二年の傳文「羣公子奔蕭」の注に「蕭 宋邑 今

沛國蕭縣」とある。

○ 九月子耳侵宋北鄙 孟獻子曰 鄭其有災乎 師競已甚

○ 「競」は、争競（あらそう）である。

○ 附異説として、陸粲『左傳附注』に「宣元年傳 不競於楚

注云 競 強也 今此亦謂鄭師強競太甚耳」とある。

○ 鄭周猶不堪競 況鄭乎

○ 「周」とは、天王をいう。

○ 鄭有災 其執政之三士乎

○ 鄭の簡公は幼少で、子駟・子國・子耳が政を秉っていたから、三士がその災禍を引き受けることを知ったのである。下の、盜が三大夫を殺したことが、のために傳したのである。

○ 附下の傳文に「於是子駟當國 子國爲司馬 子耳爲司空」とあり、また、「殺子駟子國子耳」とある。

○ 鄭莒人間諸侯之有事也 故伐我東鄙

○ 諸侯には鄭を討つという仕事があった。

○ 傳諸侯伐鄭 齊崔杼使大子光先至于師 故長於滕

○ 大子は、上卿として待遇すべきであるのに、今ここで、晉の悼公が、臨時の措置によって、滕侯の上にすわらせ

たから、傳は、それに從って釋したのである。

○ 附上の經に「公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子

薛伯杞伯小邾子伐鄭」とあり、注に「齊世子光先至於師

爲盟主所尊 故在滕上」とある。なお、桓公九年の傳

文に「冬曹大子來朝 賓之以上卿 禮也」とあり、注に

「諸侯之適子 未嘗於天子而攝其君 則以皮帛繼子男

故賓之以上卿 各當其國之上卿」とあるのを參照。なお、

その附も參照。

○ なお、注の「大夫」の「夫」は、按勘記に從って、「子」

に改める。

○ 鄭己酉師于牛首

○ 鄭地である。

○ 附桓公十四年の傳文「取牛首」の注に「牛首 鄭邑」とある。

○ 傳初子駟與尉止有爭 將禦諸侯之師 而黜其車

○ 牛首の師をふせこうとしたのである。「黜」は、減損（へらす）である。

○ 附注の前半については、上の傳文に「己酉師于牛首」とある。

○ 注の後半については、『廣雅』釋詁に「黜 減也」とあるのを參照。

○ 傳尉止獲 又與之爭

○ 俘虜を獲たのである。

附二十九年の傳文に「吳人伐越 獲俘焉」とある。また、昭公十三年の傳文に「令見費人執之以爲囚俘」とある。

團子駒抑尉止曰 爾車非禮也

⑤ お前の車は、まだ多くて、きまりをこえている、ということである。

團逯弗使獻

⑥ 獲たもの（俘虜）を獻上させなかった。

團初子駒爲田洫 司氏堵氏侯氏子師氏皆喪田焉

⑦ 「洫」は、田の境界の溝（用水路）である。子駒は、田の洫をつくって、領地を畫定し、四族の田をけづったのである。

附三十年の傳文に「田有封洫」とあり、注に「洫 溝也」とある。また、昭公三十二年の傳文に「初溝洫」とある。

なお、『周禮』匠人「匠人爲溝洫」の注に「主通利田間之水道」とあるのを參照。

團故五族聚羣不逞之人 因公子之徒以作亂

⑧ 「公子之徒」とは 八年に子駒が殺した公子熙たちの仲間である。

附八年の傳文に「鄭羣公子以僖公之死也 謀子駒 子駒先之 夏四月庚辰辟殺子狐子熙子侯子丁」とある。

なお、注の「嬰」は、諸本に従って、「熙」に改める。

團於是子駒當國

⑨ 君事を代行していた。

團子國爲司馬 子耳爲司空 子孔爲司徒 冬十月戊辰尉止司臣侯晉堵女父子師僕帥賊以入 晨攻執政于西宮之朝

⑩ 「西宮」は、公宮である。

附僖公二十年「五月乙巳西宮災」の注に「西宮 公別宮也」とある。なお、同年の公羊傳文に「西宮者何 小寢也」とあるのを參照。

團殺子駒子國子耳 刳鄭伯以如北宮 子孔知之 故不死

⑪ 「子孔」は、公子嘉である。亂を察知しながら教えなかったのは、（亂が）自分の地位を得るのに好都合だったからである。十九年の、公子嘉を殺したこと、のために傳したのである。

附下の傳文に「子孔當國」とあり、注に「代子駒」とある。

また、十九年に「鄭殺其大夫公子嘉」とあり、傳に「殺子孔」とある。

團書曰盜 言無大夫焉

⑫ 尉止たち五人は、いづれもみな、士であった。「大夫」とは卿をいう。

附經の注に「殺者非卿 故稱盜」とある。

團子西聞盜 不徹而出

⑬ 「子西」は、公孫夏で、子駒の子である。

附十五年の傳文に「鄭公孫夏如晉奔喪」とあり、注に「夏

子・西・也」とある。

團戸而追盜

㊦先に戸（しかばね）に哭し、それから盜を追ったのである。

團宣公十二年の傳文「卜臨于大宮」の注に「臨 哭也」とある。

團盜入於北宮 乃歸 授甲 臣妾多逃 器用多喪 子產聞盜

㊦（「子產」は）子國の子である。

團八年の傳文「唯子產不順」の注に「子產 子國子」とある。

團爲門者

㊦守門（門番）を置いた。

團圻羣司

㊦衆官をそろえた。

團五年の傳文「幸庀家器爲葬備」の注に「庀 具也」とある。なお、その團を参照。

團閉府庫 慎閉藏 完守備 成列而後出 兵車十七乘

㊦千二百七十五人である。

團隱公元年の傳文「命子封帥車二百乘以伐京」の注に「古者 兵車一乘 甲士三年 歩卒七十二人」とある。

團戸而攻盜於北宮 子矯帥國人助之 殺尉止子師僕 盜衆

盡死 侯晉奔晉 堵女父司臣尉駟司齊奔宋

㊦「尉駟」は、尉止の子であり、「司齊」は、司臣の子である。

團子孔當國

㊦子駟に代わったのである。

團上の傳文に「於是子駟當國」とある。

團爲載書 以位序聽政辟

㊦羣卿・諸司以下、それぞれ、自分の職位を守って、執政の法を受け、朝政に關與できない、ようにしたのである。

團下の傳文に「大夫諸司門子弗順」とあり、上の傳文「書曰盜 言無大夫焉」の注に「大夫謂卿」とある。また、

成公十二年の傳文「鄭伯如晉聽成」の注に「聽猶受也」とある。なお、『爾雅』釋詁に「辟 法也」とあるのを参照。

なお、異説として、疏に「服虔云 鄭舊世卿 父死子代 今子孔欲擅改之 使以次先爲士大夫乃至卿也」とある。

團大夫諸司門子弗順 將誅之

㊦子孔が、順わない者を誅殺しようとした。

團子產止之 請爲之焚書

㊦子孔を止めたうえに、載書を焼きすてるよう勧めたのである。

團子孔不可 曰 爲書以定國 衆怒而焚之 是衆爲政也

國不亦難乎

㊦ 治まり難い、ということである。

團子産曰 衆怒難犯 專欲難成 合二難以安國 危之道也

不如焚書以安衆 子得所欲

㊦ 「欲」とは 政をなそうと欲する、ということである。

團衆亦得安 不亦可乎 專欲無成 犯衆興禍 子必從之

乃焚書於倉門之外 衆而後定

㊦ 朝内で焼かなかったのは、遠くにも近くにも焼くところを見せようとしたからである。

團諸侯之師城虎牢而戍之 晉師城梧及制

㊦ これによって鄭を威壓しようとしたのである。城いたことを（經に）書いていないのは、魯が参加しなかったからである。「梧」「制」は、いづれもみな、鄭の舊地である。

團士飭魏絳戍之 書曰戍鄭虎牢 非鄭地也 言將歸焉

㊦ 二年に、晉は、虎牢に城いてそこに居住し、今ここで、

鄭がまた叛いたから、その城を脩繕して戍兵を置いたのだが、（その結果）鄭が服すれば、虎牢を鄭にかえすつもりだった。だから、夫子は（鄭地であった過去に）さかのぼって書いて、「虎牢」を「鄭」に繋げ、それによ

って、晉の（かえそうとする）意志を示したのである。

㊦ 二年の傳文「孟獻子曰 請城虎牢以偪鄭」の注に「虎牢

舊鄭邑 今屬晉」とある。また、疏に引く『釋例』に

「虎牢 鄭之郊竟 晉人既有之矣 又城而居之 將以脅

鄭 鄭畏而強服 遇楚而復叛 八年之間 一南一北 至

於數四 晉悼慮其未已 故大城置戍 先以示威 鄭服之

日 釋戍而歸之 德立刑行 故能終有鄭國 春秋探書其

本心善之也」とある。なお、元年の傳文に「春己亥圍宋

彭城 非宋地 追書也」とあり、注に「成十八年楚取彭

城以封魚石 故曰 非宋地 夫子治春秋 追書繫之宋」

とあるのを参照。

團鄭及晉平

團楚子囊救鄭 十一月諸侯之師還鄭而南 至於陽陵

㊦ 「還」は、繞（めぐる）である。「陽陵」は、鄭地である。

㊦ 成公二年の公羊傳文「師還齊侯」の何注に「還 繞」と

あるのを参照。また、『國語』越語上「三江環之 民無

所移」の韋注に「環 繞也」とあるのを参照。なお、昭

公十七年の傳文「環而壅之」の注に「環 周也」とある。

團楚師不退 知武子欲退 曰 今我逃楚 楚必驕 驕則可

與戰矣

㊦「武子」は、荀罃である。

附元年に「晉侯使荀罃來聘」とあり、傳に「晉知武子來聘」とある。

團欒黶曰 逃楚 晉之恥也 合諸侯以益恥 不如死 我將

獨進 師遂進 己亥與楚師夾潁而軍

㊧「潁」水は、城陽に發し、下蔡に至って、淮水にそいでいた。

附宣公十年の傳文「逐楚師于潁北」の注に「潁水 出河南陽城 至下蔡入淮」とある。なお、その附を参照。

團子矯曰 諸侯既有成行 必不戰矣

㊨たちさる（準備をする）氣になっている、ということである。

附僖公五年の傳文「宮之奇以其族行」の注に「行 去也」とある。

なお、傳文の「子矯」の「矯」は、校勘記に従って、「矯」に改める。

團從之將退 不從亦退

㊩「從」は、服と同じである。

附宣公十二年の公羊傳文「告從」の何注に「從 服從」とあるのを参照。

團退 楚必圍我 猶將退也 不如從楚亦以退之

㊪（「以退之」とは）それによって楚を退かせる、という

ことである。

團宵涉潁 與楚人盟

㊫夜間に渡ったのは、晉に知られることを畏れたからである。

附傳文の「宵」は、校勘記に従って、「宵」に改める。

團欒黶欲伐鄭師

㊬潁水を涉るところを伐とうとしたのである。

團荀罃不可 曰 我實不能禦楚 又不能庇鄭 鄭何罪 不

如致怨焉而還 ㊭（わざと、鄭の）怨みを買って、將來の討伐の下地にする、ということである。

附下の傳文「侵鄭北鄙而歸」の注に「欲以致怨」とある。

なお、異説として、『會箋』に「致怨 言行怨於鄭也 杜以致怨爲招致鄭之怨 不是」とある。

なお、傳文の「庇」は、諸本に従って、「庇」に改める。

團今伐其師 楚必救之 戰而不克 爲諸侯笑 克不可命

㊮勝敗はあらかじめ知るのが難しいから、必ず克つとは誓言できない、ということである。

團不如還也 丁未諸侯之師還 侵鄭北鄙而歸

㊯それによって（わざと鄭の）怨みを買おうとしたのである。

團楚人亦還

㊦鄭が服したからである。

團王叔陳生與伯輿爭政

㊦二子は、王の卿士である。

團王右伯輿

㊦「右」は、助である。

附『説文』に「右 助也」とあるのを参照。

團王叔陳生怒而出奔 及河 王復之

㊦晉に奔ろうとしたのである。

團殺史狡以説焉

㊦王叔を悦ばせたのである。

團不入 遂處之

㊦叔を黄河のはとりにおいたのである。

團晉侯使士句平王室 王叔與伯輿訟焉

㊦曲直を争ったのである。

團王叔之宰

㊦「宰」は、家臣である。

附成公十七年の傳文「施氏卜宰」の注に「卜立家宰」とある。

團與伯輿之大夫瑕禽

㊦「瑕禽」は、伯輿の屬大夫である。

團坐獄於王庭

㊦「獄」は、訟である。『周禮』に「命夫・命婦は、自身

で獄訟の場に坐することはしない」(「小司寇」とある。

だから、宰と屬大夫とに、對坐して曲直を争わせたのである。

附僖公二十八年の傳文「衛侯與元咺訟 甯武子爲輔 鍼莊

子爲坐 士榮爲大士」の注に「大士 治獄官也 周禮

命夫命婦 不躬坐獄訟 元咺又不宜與異君對坐 遺僕鍼

莊子爲主 又使衛之忠臣及其獄官質正元咺 傳曰 王叔

之宰與伯輿之大夫坐獄於王庭 各不身親 蓋今長吏有罪

先驗吏卒之義」とある。

團士句聽之 王叔之宰曰 簞門閨竇之人而皆陵其上 其難

爲上矣

㊦「簞門」は、柴の門である。「閨竇」は、小さな戸であ

る。壁を穿って戸をつくるのであり、上はとがて下は四角、その形狀が圭に似ている。伯輿は微賤の家である、

ということである。

附注の「簞門 柴門」については、宣公十二年の傳文「訓

之以若敖蚡冒簞路藍縷以啓山林」の注に「簞路 柴車」

とある。なお、『禮記』儒行「簞門圭竇」の注に「簞門

荆竹織門也」とあるのを参照。

注の「閨竇 小戸云云」については、『禮記』儒行「簞

門圭竇」の注に「圭竇 門旁竇也 穿牆爲之 如圭矣」

とあるのを参照。また、『説文』に「窳 穿木戸也」とあるのを参照。

團瑕禽曰 昔平王東遷 吾七姓從王 牲用備具 王賴之

而賜之駢旄之盟

㊦ 平王が従った時、大臣で従った者が七姓あったが、伯輿の祖はみな（？）その中にはいって、王のために犠牲を備え祭祀を供えることをつかさどり、王はそのはたらきを頼りにしたから、これと盟い、代々その職を守らせた、ということである。「駢旄」は、赤牛である。駢旄を挙げたのは、重い盟を得たのだから、大や雞など用いなかった、ということと言わんとしてである。

附注の「皆在其中」については、安井衡『左傳輯釋』に「注皆字疑當作亦」とある。

注の「駢旄 赤牛也」については、『詩』小雅〈大田〉「以其駢黑」の毛傳に「駢 牛也」とあるのを参照。また、『周禮』牧人「凡陽祀 用駢牲毛之」の注に「駢牲 赤色」とあるのを参照。なお、『禮記』檀弓上に「周人尚赤（中略）牲用駢」とあり、同郊特性に「牲用駢 尚赤也」とある。

團曰 世世無失職 若簞門閭竇 其能來東底乎 且王何賴焉

㊦ われらがもし貧賤ならば、東へ来て、王に、そのはたら

きを頼りにしてこれと盟う、ようにさせることが、どうして出来ようか、ということである。「底」は、至である。

附注の「底 至也」（諸本に従って、「底」を「底」に改める）については、九年の傳文「夫婦辛苦墊隘 無所底告」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團今自王叔之相也 政以賄成

㊦ 財（贈物）に随って政治をとっている。

團而刑放於寵

㊦ 寵臣が刑罰を勝手に行ない、法によっていない。

團官之師旅 不勝其富

㊦ 師旅の長がみな賂（贈物）を受けとっている。

團吾能無簞門閭竇乎

㊦ 王叔たちが富裕だから、われらを貧乏にさせている、ということである。

團唯大國圖之

㊦ 「圖」は、議と同じである。

附「呂氏春秋」似順「君其圖之」の高誘注に「圖 議之也」とあるのを参照。

團下而無直 則何謂正矣

㊦ 「正」とは、下の者の直を取り落とさないということである。

○范宣子曰 天子所右 寡君亦右之 所左 亦左之

○宣子は、伯輿（の方）が直であることを知ったが、勝手に判定したくなかったから、王にゆだねたのである。

○使王叔氏與伯輿合要

○（合要）とは 要辭（口書き）を合わせるということである。

○『周禮』郷士「辨其獄訟 異其死刑之罪而要之」の注に

「要之 爲其罪法之要辭 如今効矣」とあるのを参照。
また、『書』康誥「要囚」の僞孔傳に「要囚 謂察其要辭以斷獄」とあるのを参照。

○王叔氏不能舉其契

○（契）とは 要契の辭（要辭、つまり、口書き）である。

○『周禮』小宰「六曰 聽取予以書契」の注に「凡簿書之

最目 獄訟之要辭 皆曰契 春秋傳曰 王叔氏不能舉其契」とあるのを参照。

○王叔奔晉 不書 不告也 單靖公爲卿士以相王室

○王叔に代わったのである。

○附注の「室」は、諸本に従って、「叔」に改める。

〔襄公十一年〕

○十有一年春王正月作三軍

○中軍を増設したのである。一萬二千五百人を「軍」という。

○附注の前半については、下の傳文「春季武子將作三軍」の

注に「魯本無中軍 唯上下二軍」とある。また、昭公五年に「春王正月舍中軍」とあり、注に「襄十一年始立中軍」とある。

注の後半については、成公三年の傳文「十二月甲戌晉作六軍」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

○經夏四月四卜郊 不從 乃不郊

○傳はない。

○經鄭公孫舍之帥師侵宋

○公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小

邾子伐鄭

○世子光の到着が、また、莒子より先であったから、晉の悼公が、また、これを（上位に）進めたのである。

○附十年に「公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭」とあり、注に「齊世子光先至於師 爲盟主所尊 故在滕上」とある。また、下の傳文に「四月諸侯伐鄭 己亥齊太子光宋向戌先至于鄭 門于東門」

とあり、注に「傳釋齊太子光所以序莒上也」とある。

經秋七月己未同盟于亳城北

㊦「亳城」は、鄭地である。鄭を伐って「同盟」と書いていることから、鄭が盟に参加したことがわかる。

附九年「冬公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光伐鄭 十有二月己亥同盟于戲」の注に「伐鄭而書同盟 則鄭受盟可知」とある。

なお、公羊の經には「秋七月己未同盟于京城北」とあり、その疏に「穀梁與此同 左氏經作亳城北 服氏之經亦作京城北 乃與此傳同之也」とある。

經公至自伐鄭

㊦傳はない。

經楚子鄭伯伐宋

經公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

㊦晉がそのまま〔上の「伐鄭」にひきつづいて〕光を尊んだのである。

附上の「伐鄭」の注に「世子光至 復在莒子之先 故晉悼

亦進之」とある。

經會于蕭魚

㊦鄭が服して、諸侯が會したのである。「蕭魚」は、鄭地である。

附下の傳文に「鄭人使王子伯駢行成 甲戌晉趙武入盟鄭伯 冬十月丁亥鄭子展出盟晉侯 十二月戊寅會于蕭魚」とある。なお、公羊傳文に「此伐鄭也 其言會于蕭魚何 蓋鄭與會爾」とあるのを参照。

經公至自會

㊦傳はない。「伐鄭」ではなく「會」からもどったとしているのは、觀兵した（兵威を示した）だけで、實際に侵伐はしなかった、からである。

附下の傳文に「諸侯之師觀兵于鄭東門 鄭人使王子伯駢行成」とある。なお、僖公四年の傳文「觀兵於東夷」の注に「觀兵 示威」とあるのを参照。

經楚人執鄭行人良霄

㊦「良霄」は、公孫輒の子の伯有である。

附十五年の傳文に「鄭人以子西伯有子產之故 納賂于宋」とあり、注に「三子之父皆爲尉氏所殺故」とある。また、十年に「冬盜殺鄭公子騂公子發公孫輒」とある。

經冬秦人伐晉

團十一年春季季武子將作三軍

㊤魯は、元來、中軍がなく、上・下の二軍だけであり、いづれもみな、公に屬し、事があると、三卿が交代でひきいて、征伐していた。季氏は、その人民を自分の思うままにしたかったから、中軍を立てることにかこつけて、(軍制を全面的に) 改作しようとしたのである。

附『詩』魯頌〈閟宮〉「公徒三萬」の疏に引く鄭玄『答臨孝存周禮難』に「魯頌 公徒言三萬 是二軍之大數」とあるのを參照。なお、注の「屬於上」の「上」は、諸本に従って、「公」に改める。

なお、疏に引く何休『左氏膏肓』に「左氏說云尊公室休以爲與舍中軍義同 於義左氏爲短」とあり、鄭玄『箴左氏膏肓』に「左氏傳云 作三軍 三分公室 各有其一 謂三家始專兵甲卑公室 云左氏說者尊公室 失左氏意遠矣」とある。

團告叔孫穆子曰 請爲三軍 各征其軍

㊤「征」は、賦税である。三家が、それぞれ、その軍の家屬から賦税を取り立てる、ということである。

傳僖公十五年の傳文「征繕以輔孺子」の注に「征 賦也」とある。なお、その附を參照。

團穆子曰 政將及子 子必不能

㊤「政」とは、霸國(晉)の政令である。禮では、大國が三軍である。魯は次國であるのに、大國の制度を導入すれば、(大國とみなされ) 貢賦が必ず重くなる。だから、負擔できないことを心配したのである。

附異說として、顧炎武『左傳杜解補正』に「謂魯國之政將歸於季孫」とあり、安井衡『左傳輯釋』に「杜謂季氏時爲魯國之政 故以政爲霸者之政令 今案 季文子以五年卒 季武子年少 未卽代父爲政 蓋此時叔孫爲政 故季孫欲作三軍 先請穆子也 且三家各征其軍 則霸者之政 均及三家 而穆子乃曰 政將及子 若己不與者 是政非霸者之政令也 顧說可從」とある。また、『會箋』に「子必不能者 穆子知季氏執政之日 必厚自封殖 不能分均爲三也」とある。

團武子固請之 穆子曰 然則盟諸

㊤穆子は、季氏が將來また變えそうであることを察知したから、盟おうとしたのである。

傳昭公五年に「春王正月舍中軍」とあり、傳に「杜洩曰

夫子唯不欲毀也 故盟諸僖閔 詛諸五父之衢」とある。

團乃盟諸僖閔

㊤(僖閔)とは、僖公(廟)の門である。

附三十一年の傳文「高其閔閔」の注に「閔 門也」とある。

團 誚諸五父之衢

㊦「五父（之）衢」は、道の名である。魯國の東南部にあった。「誚」とは、禍福の言で「盟にそむく者にわざわいあれ」と言つて、約束を交すことである。

附注の前半については、昭公二年の傳文「戸諸周氏之衢」の注に「衢 道也」とある。

注の後半については、宣公二年の傳文「誚無畜羣公子」の注に「誚 盟誓」とある。

團 正月作三軍 三分公室而各有其一

㊦國の民衆を三つに分けたのである。

團 三子各毀其乘

㊦自分達の私軍を壊し、それらを分けて、三軍を充足したのである。

團 季氏使其乘之人 以其役邑入者無征

㊦軍人で、自分の邑役（賦税と力役？）をそっくり季氏に入れる者には、公室への賦税を免除したのである。

團 不入者倍征

㊦季氏に入れない者には、公室への賦税を倍にした。（つまり）利害を設けて、強制的に自分に入れさせようとしたのであり、だから、昭公五年の傳に「季氏は賦税をことごとく手に入れた」とある。民は、賦税が倍になるのを避けたから、ことごとく季氏に屬した、ということである。

ある。

附昭公五年の傳文「季氏盡征之」の注に「無所入於公」とある。

團 孟氏使半爲臣 若子若弟

㊦その子・弟の半分を取った。（つまり）その軍の人を四つに分け、三を公に歸して、その一を取ったのである。

附昭公五年の傳文に「叔孫氏臣其子弟 孟氏取其半焉」とあり、注に「復以子弟之半歸公」とある。

團 叔孫氏使盡爲臣

㊦子・弟をことごとく取り、その父・兄を公に歸したのである。

附昭公五年の傳文に「叔孫氏臣其子弟」とあり、注に「以父兄歸公」とある。

團 不然不舍

㊦このように軍を制し民を分けるのでなければ、三家は、もとのものを捨てて改作などしない、ということである。

これは、おそらく、三家の盟誚の實際の言葉であろう。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「舍 捨也 此與不入者倍征對言 言孟孫使半爲臣 叔孫使盡爲臣 不如是

則二氏督責其民 不捨免之也 不入者倍征 結季氏之事 不然不舍 結叔孟二氏之事」とあり、また、『會箋』

に「此句單承叔孫氏説 言不盡爲己臣 不肯舍置也 此

敘事之辭（中略）杜作三家咀盟之言 殊非」とある。

㊦鄭人患晉楚之故 諸大夫曰 不從晉 國幾亡

㊧「幾」は、近である。

㊨二十八年の傳文「楚不幾十年」の注に、同文がみえる。

なお、『爾雅』釋詁に「幾 近也」とあるのを参照。

㊩楚弱於晉 晉不吾疾也

㊪「疾」は、急である。

㊫五年の傳文「而疾討陳」の注に、同文がみえる。なお、

九年の傳文に「姑盟而退 脩德息師而來 終必獲鄭 何必今日（中略）何恃於鄭」とあるのを参照。

㊬晉疾 楚將辟之 何爲而使晉師致死於我

㊭どのような計略をなすべきか、ということである。

㊮楚弗敢敵 而後可固與也

㊯（「固與」とは）かたく晉にくみする、ということである。

㊰下の傳文に「吾乃固與晉」とある。

㊱子展曰 與宋爲惡 諸侯必至 吾從之盟 楚師至 吾又

從之 則晉怒甚矣 晉能驟來 楚將不能 吾乃固與晉

大夫說之 使疆場之司惡於宋

㊲國境を守る役人に宋を侵犯させたのである。

㊳『國語』魯語上「不能事疆場之司」の韋注に「司 主也

主疆場吏也」とあるのを参照。

㊴宋向戌侵鄭 大獲 子展曰 師而伐宋可矣 若我伐宋

諸侯之伐我必疾 吾乃聽命焉 且告於楚 楚師至 吾乃

與之盟 而重賂晉師 乃免矣

㊵このようにして始めて、晉・楚の難を免れる、ということである。

㊶夏鄭子展侵宋

㊷これによって諸侯をひきよせようとしたのである。

㊸上の傳文に「與宋爲惡 諸侯必至」とあり、また、「若

我伐宋 諸侯之伐我必疾」とある。

㊹四月諸侯伐鄭 己亥齊太子光宋向戌先至于鄭 門于東門

㊺傳は、齊の太子光が（經で）莒の上におかれているわけを釋したのである。向戌を（經に）書いていないのは、宋公が會にいたからである。

㊻經の注に「世子光至 復在莒子之先 故晉悼亦進之」とある。

㊼其莫 晉荀罃至于西郊 東侵舊許

㊽（「舊許」は）許のものゝ國都で、鄭の新しい邑である。

㊾成公十五年の傳文に「許靈公畏偃于鄭 請遷于楚 辛丑 楚公子申遷許于葉」とある。また、昭公十二年の傳文に

「昔我皇祖伯父昆吾 舊許是宅 今鄭人貪賴其田 而不

我與」とある。

團衛孫林父侵其北鄙 六月諸侯會于北林 師于向

㊤「向」地は、潁川の長社縣の東北部にあった。

附『續漢書』郡國志二に「潁川郡（中略）長社（中略）有向鄉」とあるのを参照。

團右還 次于瑣

㊤北進し、それから西に向かう（敵の右側を迂回する）のが、「右還」である。褒陽の宛陵縣の西部に瑣侯亭がある。

附『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）宛陵（中略）有瑣侯亭」とあるのを参照。

團圍鄭 觀兵于南門

㊤「觀」は、示である。

附昭公五年の傳文「楚子遂觀兵於坻箕之山」の注に、同文が見える。なお、『國語』周語上「先王耀德不觀兵」の韋注に「觀 示也」とあるのを参照。

團西濟于濟隧

㊤「濟隧」は、川の名である。

團鄭人懼 乃行成 秋七月同盟于亳 范宣子曰 不愼 必失諸侯

㊤「愼」とは、威儀をつつしみ、辭令に氣をつける、ということである。

附三十一年の傳文に「詩云 敬愼威儀」とあり、昭公二年の傳文に「詩曰 敬愼威儀」とある。

團諸侯道敵而無成 能無貳乎

㊤しばしば鄭を伐ち、（諸侯は）いづれもみな、往ったり來たりで疲勞している。

附九年の傳文「許之盟而還師 以敵楚人」の注に「敵 罷也」とある。また、昭公三十年の傳文「楚必道敵」の注に、「罷敵於道」とある。

團乃盟 載書曰 凡我同盟 毋蕪年

㊤（「蕪年」とは）穀物を（自國に）ためこんで、災害のあった他國に分け與えない、ということである。

附昭公二十五年の傳文「蓄而弗治 將蕪」の注に「蕪 積也」とある。なお、僖公三年の公羊傳文に「無貯粟」とあり、何注に「有無當相通」とあるのを参照。

團毋壅利

㊤（「壅利」とは）山川の利を獨占する、ということである。

附僖公三年の公羊傳文に「無障谷」とあり、何注に「無障 斷川谷 專水利也」とあるのを参照。

團毋保姦

㊤（「保姦」とは、他國の）罪人をかくまう、ということである。

附『説文』に「京藏也（中略）呆古文保」とあるのを

参照。なお、文公十八年の傳文に「掩賊爲藏」とある。

團毋留惡

㊤ すみやかに惡をとりぞく、ということである。

附文公十八年の傳文「服讞冤惡」の注に「惡惡也」とある。

團救災患 恤禍亂 同好惡 弊王室

㊤ 「弊」は、助である。

附僖公二十八年の傳文「要言曰 皆弊王室」の注に、同文が見える。

團或間茲命 司慎司盟 名山名川

㊤ 二司は、天神である。

附『儀禮』覲禮「諸侯覲于天子 爲宮 方三百步 四門

壇十有二尋 深四尺 加方明于其上」の注に「方明者

上下四方神明之象也 上下四方之神者 所謂明神也 會

同而盟 明神監之 則謂之天之司盟 有象者 猶宗廟之

有主乎」とあるのを参照。

團羣神羣祀

㊤ 「羣祀」とは、祀典に載っている者である。

團先王先公

㊤ 「先王」とは、諸侯の大祖で、「宋が帝乙を祖とし、鄭が厲王を祖としている」（文公二年傳文）といった類で

ある。「先公」とは、始めて封ぜられた君である。

團七姓十二國之祖

㊤ 「七姓」とは、晉・魯・衛・鄭・曹・滕が姬姓であり、

邾・小邾が曹姓であり、宋が子姓であり、齊が姜姓であ

り、莒が己姓であり、杞が姁姓であり、薛が任姓である。

實際には十三國であり、「十二」と言っているのは、誤りである。

附異説として、疏に「服虔云 晉主盟 不自數」とあり、

また、俞樾「羣經平議」に「傳言十二國 知鄭猶未與盟也」とある。

團明神殛之

㊤ 「殛」は、誅である。

附僖公二十八年の傳文「明神殛之」等の注に、同文が見え

る。なお、その附を参照。

團俾失其民 隊命亡氏 踣其國家

㊤ 「踣」は、斃（たおす）である。

附『國語』魯語上「紂踣于京」の章注に「踣斃也」とあ

るのを参照。なお、十四年の傳文「與晉踣之」の注に「踣

僵也」とある。

團楚子囊乞旅于秦

㊤ 師旅（軍隊）を秦に乞うたのである。

團秦右大夫詹帥師從楚子 將以伐鄭 鄭伯逆之 丙子伐宋
 ⑤鄭が出迎えて服従したから、轉じて宋を伐ったのである。
 秦の師を（經に）書いていないのは、宋の討伐には参加
 せずにひきかえした、からである。
 附上の經に「楚子鄭伯伐宋」とある。

團九月諸侯悉師以復伐鄭

⑥この夏の諸侯が全員またやって來たから、「悉師」と言
 っているのである。

附上の傳文に「四月諸侯伐鄭」とある。

團鄭人使良霄大宰石癸如楚 告將服于晉 曰 孤以社稷之
 故 不能懷君 君若能以玉帛綏晉 不然 則武震以攝威
 之 孤之願也 楚人執之 書曰行人 言使人也

⑦「行人」と書いているのは、使者の罪ではないことを言
 わんとしてである。昔は、交戦中でも、使者が往來した。
 命を通じ、整っているところを示すためであり、使者を
 執えたり殺したりした場合は、いづれもみな、譏ったの
 である。（なお）和平した後で赴告してきたから、（經で
 は）「蕭魚」の下に書かれているのである。（また）石癸
 は副使であつたから、（經に）書いていないのである。
 附昭公八年の傳文に「楚人執陳行人干徵師殺之 罪不在行
 人也」とある。また、成公九年の傳文に「欒書伐鄭 鄭

人使伯鐸行成 晉人殺之 非禮也 兵交 使在其間可
 也」とあり、注に「明殺行人例」とある。また、宣公十
 四年の傳文に「示之以整」とある。なお、疏に引く『釋
 例』に「使以行言 言以接事 信令之要 於是乎在 舉
 不以怒 則刑不濫 刑不濫 則兩國之情得通 兵有不交
 而解者 皆行人之勳也 是以雖飛矢在上 走驛在下 及
 其末節 不統大理 遷怒肆忿 快意於行人 譬諸豺狼求
 食而已 傳曰 鄭人使伯鐸行成 晉人殺之 非禮也 兵
 交 使在其間可也 故夫子特顯行人之文 行人有六 而
 傳發其三者 因良霄以顯其稱行人之事 因干徵師以示其
 非罪 因叔孫婁以同外內大夫 則餘三人皆隨例而爲義也
 諸以行人爲名 通及外內 以卿出使 義取於非其罪也
 若濤塗甯喜之屬 罪在其身 鄭叔詹魯行父之等 以執
 政受罪 本非使出 故不稱行人 從實而書 皆以罪之也
 鄭祭仲之如宋也 非會非聘 與於見誘 而以行人應命
 不能死節 挾僞以篡其君 故經不稱行人 以罪之也」
 とあるのを參照。

團諸侯之師觀兵于鄭東門 鄭人使王子伯駢行成 甲戌晉趙
 武入盟鄭伯 冬十月丁亥鄭子展出盟晉侯
 ⑧二盟を（經に）書いていないのは、赴告してこなかった
 からである。

團十二月戊寅會于蕭魚

⑤ 經が秋のこととして書いているのは、史官がまちがえたのである。

團庚辰赦鄭囚 皆禮而歸之 納斥候

⑥ 「納斥候」とは、警備をしない、ということである。

團禁侵掠 晉侯使叔肸告于諸侯

⑦ 「叔肸」は、叔向である。「諸侯に告げた」とは、(諸侯にも)また鄭の俘虜を釋放させたのである。

附『國語』晉語七「羊舌肸習於春秋」の韋注に「肸 叔向之名」とあるのを参照。なお、異説として、『會箋』に

「納斥候禁侵掠亦告 不獨告使赦鄭囚」とある。

團公使臧孫紇對曰 凡我同盟 小國有罪 大國致討 苟有

以藉手 鮮不赦宥 寡君聞命矣

⑧ 晉は、小國を討つても、(小國に)手に載せるほど(一握り)の功さえあれば、その罪人を赦す、とのこと、(晉の)徳義がこのようなであれば、命を承けずにはいられない、ということである。

附成公二年の傳文「若苟有以藉口而復於寡君」の注に「藉薦」とある。なお、その附を参照。

團鄭人賂晉侯以師惸師觸師觸

⑨ 「惸」「觸」「觸」は、いづれもみな、樂師の名であ

る。

附疏に「服虔見下有鐘鐃聲 卽云 三師 鐘師鐃師警師

謂惸能鐘 觸能鐃 觸能警也」とある。

團廣車輶車淳十五乘 甲兵備

⑩ 「廣車」「輶車」は、いづれもみな、兵車の名である。

「淳」は、耦(つい)である。

附注の前半については、宣公十二年の傳文「晉人或以廣隊不能進」の注に「廣 兵車」とあり、同年の傳文「使輶車逆之」の注に「輶車 兵車名」とある。なお、兩者の附を参照。

注の後半については、『國語』晉語七「輶車十五乘」の韋注に「傳曰 廣車輶車淳十五 凡兵車百乘 淳 偶也」とあるのを参照。また、『儀禮』鄉射禮及び大射に「二筭爲純」とあり、注に「純猶全也 耦陰陽也」とあるのを参照。

團凡兵車百乘

⑪ 他の兵車と廣・輶と、あわせて百乘である。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「凡如凡帶之凡 凡兵車謂常兵車 上有廣輶 故稱凡兵車以別之耳 百乘輶廣之外 別有百乘」とある。

團歌鐘二肆

⑫ 「肆」は、列である。鐘を懸けるときは、十六を二肆と

する。(つまり)「二肆」とは、三十二枚である。

附『國語』晉語七「歌鍾二肆」の韋注に「肆 列也」とあるのを参照。また、『詩』大雅〈行葦〉「或肆之筵」の毛傳に「肆 陳也」とあるのを参照。また、『周禮』小胥に「凡縣鍾磬 半爲堵 全爲肆」とあり、注に「鍾磬者 編縣之 二十八枚而在一虞 謂之堵 鍾一堵磬一堵 謂之肆 (中略) 鄭司農云 以春秋傳曰 歌鍾二肆」とあるのを参照。なお、江藩『樂縣考』に「預不知禮經 妄以一堵爲一肆 孔穎達曲禮杜過 強爲之說 啓後人之疑 於是輻輳紛紜 莫能定矣 經文明云半爲堵全爲肆 預以半爲全 非與鄭注異 乃與經文異也 背注猶可 背經可乎 且預於傳文 亦不能通其義 傳文歌鍾二肆者 歌鍾和歌詩之鍾 不言磬者 省文耳 孔疏所謂兼有磬矣 下文云魏絳於是平始有金石之樂 夫石 磬也 上文不言磬 此言石者 以足成上文之不言磬耳 及其鐃磬者 鐃即大射南陳之鐃也 磬非編磬之磬 乃特磬耳 孔穎達云 及其鐃磬者 鐃是大鍾 磬是大磬 皆特縣之 非編縣也 據鄭玄禮圖如此也 可見特磬之制 亦康成說矣 (中略) 此磬非編縣 故傳言及也 鄭人賂晉侯歌鍾二肆 及其鐃磬 晉侯以樂之半賜魏絳 若從杜說 樂之半則僅有縣鍾十六一堵矣 安得云始有金石之樂乎」とある。

團及其鐃磬

⑥「鐃・磬」は、いづれもみな、樂器である。

附『周禮』春官敍官「鐃師」の注に「鐃 如鍾而大」とあるのを参照。また、『國語』晉語七「及寶鐃」の韋注に「鐃 小鍾也」とあるのを参照。また、『說文』に「磬 樂石也」とあるのを参照。

團女樂二八

⑦十六人である。

團晉侯以樂之半賜魏絳 曰 子教寡人和諧戎狄以正諸華 ⑧四年にある。

附四年の傳文に「無終子嘉父使孟樂如晉 因魏莊子納虎豹之皮 以請和諸戎 晉侯曰 戎狄無親而貪 不如伐之 魏絳曰 諸侯新服 陳新來和 將觀於我 我德則睦 否則攜貳 勞師於戎 而楚伐陳 必弗能救 是棄陳也 諸華必叛 戎 禽獸也 獲戎失華 無乃不可乎 (中略) 公曰 然則莫如和戎乎 對曰 和戎有五利焉 (中略) 公說 使魏絳盟諸戎」とある。

團八年之中 九合諸侯 如樂之和

附疏に「服虔云 八年 從四年以來至十一年也 九合諸侯者 五年會于戚 一也 其年又會于城棣救陳 二也 七年會于鄆 三也 八年會于邢丘 四也 九年盟于戲 五也 十年會于桓 六也 又成鄭虎牢 七也 十一年同盟于亳城北 八也 又會于蕭魚 九也 晉語說此事云 於

今八年 七合諸侯 孔晁云 不數救陳與成鄭虎牢 餘爲七也」とある。

團無所不諧

㊤「諧」もまた「和」である。

附上の傳文に「如樂之和」とある。なお、『爾雅』釋詁に「諧 和也」とあるのを参照。

團請與子樂之

㊤この樂をとにもする、ということである。

附『國語』晉語七に「請與子共樂之」とあるのを参照。なお、〈釋文〉に「與子樂之 音洛 一音岳 注同」とある。

團辭曰 夫和戎狄 國之福也 八年之中 九合諸侯 諸侯

無慝 君之靈也 二三子之勞也 臣何力之有焉 抑臣願

君安其樂而思其終也 詩曰 樂只君子 殿天子之邦

㊤「詩」は、小雅（采菽）である。諸侯に樂美の德（樂しみ好むという德）があれば、天子の邦國を鎮撫できる、ということである。「殿」は、鎮である。

附二十四年の傳文「詩云 樂只君子 邦家之基」の注に「言

君子樂美其道 爲邦家之基」とある。また、下の疏に「旨（只）美也 言樂美之德」とある。なお、毛傳に「殿

鎮也」とあるのを参照。

團樂只君子 福祿攸同

㊤「攸」は、所である。

附成公二年の傳文「詩曰 不解于位 民之攸暨」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團便蕃左右 亦是帥從

㊤「便蕃」は、數（しばしば）である。遠くの人が連れ立ってやって来て、服従し、便蕃然として（頻繁に）左右にいる、ということである。

附下の傳文に「來遠人」とある。なお、異説として、『會

箋』に「便蕃即平平也 毛詩平平 韓詩作便便 平音辨

與便通 故堯典平章平秩 史記作便章便秩 辨又與變

通 莊子逍遙遊篇 遊六氣之辨 釋文 辨變也 變又作

蕃 堯典黎民於變 漢書成帝詔引作於蕃 然則便蕃即平

平之通字 宜從毛傳爲辨治之義」とある。ちなみに、『詩』

小雅（采菽）「平平 左右 亦是率從」の毛傳「平平 辨

治也」の疏に「服虔云 平平 辨治不絕之貌」とある。

團夫樂以安德

㊤その心を和らげるのである。

團義以處之

㊤義をもって位にいるのである。

團禮以行之

㊤教令を行なうのである。

團信以守之

④行なうべきことを守るのである。

團仁以厲之

⑤風俗を高める（すすめはげます）のである。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「四之字並指德而言」とある。

團而後可以殿邦國同福祿來遠人 所謂樂也

⑥五徳がすべて備わつて始めて「樂」と言えるのであつて、金・石だけではない、ということである。

附『論語』陽貨に「樂云樂云 鍾鼓云平哉」とあり、〈集解〉に「馬曰 樂之所貴者 移風易俗 非謂鍾鼓而已」とあるのを参照。なお、異説として、『會箋』に「所謂樂也 釋上文樂只之義 以結君安其樂 音洛 杜如字 不取也」とある。

團書曰 居安思危

⑦逸書である。

附莊公八年の傳文「夏書曰 皋陶邁種德」の注に「夏書逸書也」とある。なお、その附を参照。ちなみに、この句は、偽古文の〈周官〉に、「居寵思危」として、拾われている。なお、『逸周書』程典解に「於安思危」とある。

團思則有備 有備無患 敢以此規

⑧公を規正する、ということである。

團公曰 子之教 敢不承命 抑微子 寡人無以待戎

⑨（戎を）もてなすうけいれたことである。

團不能濟河

⑩黄河を渡つて南下し、鄭を服従させたことである。

團夫賞 國之典也 藏在盟府

⑪司盟の府に功を賞する制度がある。

附僖公五年の傳文「爲文王卿士 勳在王室 藏在盟府」の注に「盟府 司盟之官」とある。

團不可廢也 子其受之 魏絳於是平始有金石之樂 禮也

⑫禮では、大夫に功があれば、樂を賜わる。

附陸釐『左傳附注』に「禮無此文 杜順傳爲說耳」とある。

團秦庶長鮑庶長武帥師伐晉以救鄭

⑬「庶長」は、秦の爵である。鄭を救援したことを（經に）書いていないのは、（鄭は）すでに晉に服屬していて、救援する相手がいなかった、からである。

附『續漢書』百官志五の注に引く劉劭『爵制』に「春秋傳有庶長鮑 商君爲政 備其法品爲十八級 合關内侯列侯 凡二十等 其制因古義（中略）十爵爲左庶長 十一爵爲右庶長 十二爵爲左更 十三爵爲中更 十四爵爲右更 十五爵爲少上造 十六爵爲大上造 十七爵爲駟車庶長 十八爵爲大庶長 十九爵爲關内侯 二十爵爲列侯 自左

庶長已上至大庶長 皆卿大夫 皆軍將也 所將皆庶人更卒也 故以庶更爲名 大庶長卽大將軍也 左右庶長卽左右偏裨將軍也」とあるのを參照。

團鮑先入晉地 士魴御之 少秦師而弗設備 壬午武濟自輔氏

⑤輔氏から黃河を渡ったのである。

附宣公十五年の傳文に「秋七月秦桓公伐晉 次于輔氏」とあり、注に「晉地」とある。

團與鮑交伐晉師 己丑秦晉戰于櫟 晉師敗績 易秦故也

⑥敗績したことを（經に）書いていないのは、晉が、秦を輕んじて敗れたことを耻じたため、赴告してこなかった、からである。「櫟」は、晉地である。

附『史記』晉世家「冬秦取我櫟」の〈索隱〉に「釋例云 在河北 地闕」とある。

〔襄公十二年〕

經十有二年春王三月莒人伐我東鄙 圍台

⑦琅邪の費縣の南部に台亭がある。

附經の「二月」は、按勘記に従って、「三月」に改める。

經季孫宿帥師救台 遂入鄆

⑧「鄆」は、莒の邑である。

附文公十二年「季孫行父帥師城諸及鄆」の注に「鄆 莒魯

所爭者 城陽姑幕縣南有員亭 員卽鄆也」とある。

經夏晉侯使士魴來聘

經秋九月吳子乘卒

⑨（名を書いているのは）五年に戚で會した時、公は盟に参加しなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。

附僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也

赴以名則亦書之（注 謂未同盟）不然則否（注 謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを參照。なお、疏に

「劉炫云 杜於五年注以爲公及其盟 還而不以盟告廟也

今注云 會於戚 公不與盟 而赴以名 何爲兩注自相矛盾」とある。

經冬楚公子貞帥師侵宋

經公如晉

團十二年春莒人伐我東鄙 圍台 季武子救台 遂入鄆

⑩勝ちに乗じて鄆に入り、伐たれたことに報復したのである。

團取其鐘以爲公盤

團夏晉士魴來聘 且拜師

⑤ 前年の鄭討伐の出兵に拜謝したのである。

團秋吳子壽夢卒

⑥ 「壽夢」は、吳子の號である。

附異説として、十年の傳文「春會于桓 會吳子壽夢也」の

疏に「服虔云 壽夢 發聲 吳 蠻夷 言多發聲 數語

共成一言 壽夢 一言也 經言乘 傳言壽夢 欲使學者

知之也」とある。なお、錢大昕『十駕齋養新錄』卷第二

〈乘〉に「予謂乘壽皆齒音 壽當讀如囁 與乘爲雙聲

夢古音莫登切 與乘疊韻 併兩字爲一言 孫炎制反切

蓋萌芽于此」とあるのを參照。

團臨於周廟 禮也

⑦ 「周廟」は、文王の廟である。周公が文王から出たから、

魯はその廟を立てていたのである。（今ここで）吳が始

めて通交してきたから、（それにちなんで、魯の行爲を、

ここで特に）「禮になつてゐる」と言つたのである。

附注の前半については、昭公十八年の傳文「使祝史徙主祐

於周廟 告於先君」の注に「周廟 厲王廟也」とあるの

を參照。なお、文公二年の傳文に「鄭祖厲王」とある。

注の後半については、疏に「此是常禮 特於吳子而傳發

例者 以吳始通 公能體禮 故於此言禮也」とある。な

お、安井衡『左傳輯釋』に「禮者 釋臨於周廟 故下引

異姓以下以明之 吳雖始通 不告則不臨 安得以始通爲

禮哉」とあるのは、注を誤解しているようである。

團凡諸侯之喪 異姓臨於外

⑧ 城外でその國（の方角）に向くのである。

附「禮記」奔喪に「哭父之黨於廟 母妻之黨於寢 師於廟

門外 朋友於寢門外 所識於野張帷」とあるのを參照。

團同姓於宗廟

⑨ 「宗廟」とは、その國のどこ（大祖）である王

の廟（つまり、周廟）である。

團同宗於祖廟

⑩ 「祖廟」とは、始めて封ぜられた君の廟である。

團同族於禰廟

⑪ 「禰廟」とは、父の廟である。「同族」とは、高祖以下

をいう。

附隱公元年の公羊傳文「惠公者何 隱之考也」の何注に「生

稱父 死稱考 入廟稱禰」とあるのを參照。また、『周

禮』旬祝「舍奠于祖廟 禰亦如之」の注に「鄭司農云

禰 父廟」とあるのを參照。

團是故魯爲諸姬 臨於周廟

㊤ 「諸姫」とは、同姓の國である。

團爲邢蔣茅胙祭 臨於周公之廟

㊦ 「周公之廟」とは、祖廟に他ならない。六國は、いづれもみな、周公の支子で、別に封ぜられて國をいとなみ、周公を共通の祖としていた。

團上の傳文に「同宗於祖廟」とあり、注に「始封君之廟」とある。また、僖公二十四年の傳文に「凡蔣邢茅胙祭周公之胤也」とある。

團冬楚子囊秦庶長無地伐宋 師于楊梁 以報晉之取鄭也

㊧ 鄭を取ったことは、前年にある。梁國の睢陽縣の東部に「楊梁」とよばれる地がある。

附『續漢書』郡國志二に「梁國（中略）睢陽（中略）有陽梁聚」とあるのを參照。

團靈王求后于齊 齊侯問對於晏桓子 桓子對曰 先王之禮辭有之 天子求后於諸侯 諸侯對曰 夫婦所生若而人

㊨ ほめるわけにもゆかず、けなすわけにもゆかないから、「若如人」（人並み）というのである。

附昭公三年の傳文「若而人」の注に「言如常人 不敢譽」とある。なお、異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「若而人 猶言某某」とある。

團妾婦之子若而人

㊩ 適子ではないということである。

附注の「世」は、按勘記に従って、衍文とみなす。

團無女而有姊妹及姑姊妹 則曰 先守某公之遺女若而人 齊侯許昏 王使陰里結之

㊪ 「陰里」は、周の大夫である。「結」は、成である。十五年の「劉夏逆王后（于齊）」のために傳したのである。

附傳の「逆」は、注に従って、「結」に改める。

團公如晉 朝且拜士魴之辱 禮也

㊫ 士魴の聘は、この年の夏にある。君と臣とは匹敵してはならないかにまぎらわしいから、「禮にかなっている」と言ったのである。

附注の最後の「之」は、諸本に従って、「也」に改める。

團秦嬴歸于楚

㊬ 秦の景公の妹が、楚の共王の夫人となっていた。

團楚司馬子庚聘于秦 爲夫人寧 禮也

㊭ 「子庚」は、莊王の子の午である。諸侯の夫人は、父母が没していれば、歸寧（里歸り）するのに、卿を（代理で）使うから、「禮にかなっている」と言ったのである。

附注の前半については、十五年の傳文に「楚公子午爲令尹」

とある。

注の後半については、莊公十五年「夏夫人姜氏如齊」の注に「父母在則禮有歸寧 沒則使卿寧」とある。なお、その附を参照。

なお、疏に「楚共王以成元年即位 秦嬴歸楚 蓋應多年傳因子庚之聘發其歸楚 非此年歸而即使歸寧」とある。